

議案第 5 2 号

北本市都市計画税条例の一部改正について

北本市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

平成 2 3 年 8 月 2 9 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

北本市都市計画税条例（昭和 4 6 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで」に、「、第 2 7 項、第 2 9 項又は第 3 1 項から第 3 3 項まで」を「又は第 2 8 項」に改める。

附則第 1 6 項中「第 9 項、第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項、第 3 1 項、第 3 3 項から第 3 6 項まで、第 3 8 項、第 4 0 項、第 4 1 項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」を「第 6 項、第 1 6 項、第 2 2 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項、第 3 5 項若しくは第 3 7 項」に、「第 3 1 項から第 3 3 項まで」を「第 2 8 項」に改める。

附則第 1 7 項を削り、附則第 1 8 項を附則第 1 7 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北本市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。